

教 職 員 各 位

保健センター  
センター長 菅 原 典 夫**令和4年度教職員健康診断の実施について（通知）**

定期健康診断は、労働安全衛生法により年1回の受検が義務付けられており、立入検査においては100%の受検達成について厳しく指導されております。

つきましては、下記のとおり教職員定期健康診断を実施いたしますので、必ず受検されますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、密集・密接を回避するため、所属内で受検日時を調整していただき、3密にならずに健康診断が実施できるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、長期休暇等の特別な理由により受検できない方は、事前に保健センターまで申し出てください。

記

**1. 対象者** ※4月に雇入れ時健康診断を受検された新入教職員は対象外

## ①一般健診

【定期健診】 4月1日現在在籍の教職員（※学外派遣者、出向者（埼玉・日光）、休職者を除く。）

## ②特殊・特定業務健診

【深夜業健診】 看護部職員 ※師長以上の役職者、看護補助を除く。

【電離放射線健診】 放射線業務の従事者

【特定化学物質健診】 クロロホルム・ホルマリンを取り扱う業務の従事者

【有機溶剤健診】 キシレンを取り扱う業務の従事者

## ③特定健診：今年度、40歳から75歳（誕生日前日まで）の私学事業団加入者

※妊産婦（妊娠中又は出産後1年以内）は除外。

**2. 検査項目・日程**

別紙「教職員定期健康診断日程表」を参照

**3. 麻しん・風しん・水痘・ムンプスの抗体検査の対象者について**

過去に本学でのワクチン接種歴が、**1回以下の項目のみ**抗体検査を実施します。

該当となる方は、血液検査項目に含まれております。

※昨年度検査済の方は、対象外となります。

**4. 連絡事項**

今年度より、医師による問診を胸部X線検査の前に行います。

血液検査や尿検査のスピッツ、問診票、測定記録用紙は5月25日頃配付いたします。

裏面へ続く

## 5. 他施設を受診結果を代用される方へ

令和4年4月以降に、他施設において受診された方もしくは受診予定の方は、その結果を定期健康診断に代用することができます。事前に保健センターに連絡の上、速やかに証明書(医療機関・判定医師名が記載されたもの)をご提出くださいますようお願いいたします。

なお、定期健康診断については、法定項目(下表参照)の受検が必須とされておりますので、ご確認ください。

### ◇法定項目

健診項目		定期健診	特定健診	備考	
既往歴及び業務歴の調査(問診票)		○	○		
自覚症状及び他覚症状の有無の検査		○	○		
身長・体重・腹囲		○	○		
視力・聴力検査		○			
血圧測定		○	○		
胸部X線検査		○			
血液検査	肝機能検査	AST (GOT)	○	○	
		ALT (GPT)	○	○	
		γ-GTP (GGT)	○	○	
	血中脂質検査	HDLコレステロール	○	○	
		LDLコレステロール	○	○	
		中性脂肪 (TG)	○	○	
	血糖検査	随時または空腹時血糖	○	○	
		HbA1c (NGSP)	○	○	
	貧血検査	RBC (赤血球数)	○		
Hb (血色素量)		○			
尿検査	蛋白	○	○		
	糖	○	○		
心電図検査		○		対象者:35歳及び40歳以上	

◇証明書提出期限：令和4年9月末日（期限に間に合わない方はご連絡ください。）

◇問い合わせ先：保健センター 事務室（内線2053）

以上